



Title	預貯金債権等に関する情報取得手続と消滅時効（2・完）
Author(s)	伊禮, 誠汰
Citation	阪大法学. 2025, 75(1), p. 145-167
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/101427
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

預貯金債権等に関する情報取得手続と 消滅時効（2・完）

伊 禮 誠 沢

- I はじめに
- II 第三者からの情報取得手続の概要
 - 1 導入の必要性
 - 2 導入の許容性・実現可能性
 - 3 預貯金債権等に関する情報取得手続の特殊性
- III 預貯金債権等に関する情報取得手続と消滅時効の時効障害
 - 1 問題の所在
 - 2 債権法改正と時効障害制度
 - 3 時効障害制度と民事執行（以上、74巻6号）
 - 4 預貯金債権等に関する情報取得手続と時効障害制度
 - 5 預貯金債権等に関する情報取得手続における時効障害の発生時期
 - 6 諸見解の評価
- IV おわりに（以上、本号）

III 預貯金債権等に関する情報取得手続と消滅時効の時効障害

4 預貯金債権等に関する情報取得手続と時効障害制度

前号では、改正前民法及び現行民法における時効障害制度と民事執行に関する議論を概観した。以上の検討を踏まえて、本稿の関心事である預貯金債権等に関する情報取得手続と時効障害制度との関係にかかる検討へと移る。

（1）預貯金債権等に関する情報取得手続と時効完成猶予効の発生要件

現行民法148条1項4号は、第三者からの情報取得手続を時効の完成猶予事由とする。しかし、預貯金債権等に関する情報取得手続は、債務者が手続の開始や終了を了知することができないまま手続が進行するという特殊性を有していた。この特殊性は、時効の完成猶予効の根拠にかかる理解との関係で、以下の問題を提起する。すなわち、裁判上の催告の法理が、手続が奏功しない場合のみならず、手続が奏功した場合の時効完成猶予効についても規律するとの見解に立つならば、⁽⁹⁵⁾預貯金債権等に関する情報取得手続では、情報提供通知がなされるまでは催告を擬制する基礎が存在しないこととなる。そうだとすると、情報提供通知がなされたことを、同手続の執行債権につき時効完成猶予効を認める要件として要求することになるだろう。⁽⁹⁶⁾このように、預貯金債権等に関する情報取得手続の執行債権につき時効障害が発生するための要件として、債務者への情報提供の通知を要求する見解を、「通知必要説」と呼ぶこととする。

これに対し、手続が奏功した場合の時効の完成猶予効の根拠について、裁判上の催告の法理との関係を否定する場合には、⁽⁹⁷⁾預貯金債権等に関する情報取得手続につき、その申立てから直截に執行債権の時効完成猶予効の発生を導きうる。このように、預貯金債権等に関する情報取得手続の執行債権につき時効完成障害の効果を付与するに際し、必ずしも情報提供の通知を要求しない見解を、「通知不要説」と呼ぶこととする。

両説の差異は、時効完成猶予効の発生時期に影響する余地があるほか、第三者からの情報提供が得られず、債権者が手続を取り下げた際の時効完成猶予効の発生の有無といった局面でも影響を及ぼしうる。

（2）預貯金債権等に関する情報取得手続と時効更新効の発生要件

前述のように、現行民法148条2項は、時効完成猶予効の発生を時効更新効の発生の論理的的前提とし、また、時効完成猶予効の終期と時効更新効の始期とを連動させているように読める。それならば、本稿の問題意識との関係では、時効完成猶予効のみを俎上に載せる、換言すると、預貯金債権等に関する情報取得手続が時効の完成猶予事由に該当すること及びその場合の時効完成猶予効

の始期と終期を検討することで足りるとも思われる。

しかし、本稿では、以下の理由から、預貯金債権等に関する情報取得手続と時効の更新効の関係についても検討の対象とする。すなわち、現行民法の立法者は、時効障害制度を再構成するにあたり、時効障害事由ごとに当該事由につき時効完成猶予効及び更新効を認めるべきか否かを議論していた。現行民法148条の認める時効完成猶予効と更新効との緊密な関係は、以上の検討を経た結果、承認されたものである。これに対し、第三者からの情報取得手続が時効障害事由として規定されたのは令和元年の法改正によってであるところ、当該法改正の過程にて、時効障害事由該当性につき民事執行の他の手続が経験したような検討が行われていなかったことは、前述の通りである。⁽⁹⁹⁾ そうだとすると、立法者が現行民法148条2項によって民事執行に時効更新効を付与した根拠を参照しつつ、同手続に時効更新効を付与することを正当化できるか否かを検討する必要がある。以上の理由から、本稿では、預貯金債権等に関する情報取得手続における時効更新効の有無やその発生要件も取り扱う。

そして、これらの検討に際してまず参考すべきは、同様の機能を営む他の制度である。すなわち、第三者からの情報取得手続は、他の民事執行が奏功するための準備的執行手続であるところ、同様の機能を有する民事保全手続は、時効の更新事由に割り当てられていない（現行民法149条参照）。これに対し、財産開示手続は、同じく準備的執行であるが時効更新事由に該当する。したがって、民事執行一般、そして財産開示手続が時効更新事由に該当することの根拠から、本制度における時効更新効の処理にかかる示唆を得ることができると考えられる。

民事執行が時効更新事由に該当する根拠は、前述のように、債務者が不服申立てをせずに民事執行手続が最後まで進行したという点に執行債権の存在の默示的な承認を見出すという見解が有力であった。そして、この見解は、債務者に不服申立ての機会を保障することを前提としていた。⁽¹⁰⁰⁾ また、財産開示手続が時効更新事由に当たることの論拠について、平成29年の民法改正における議論では、財産開示手続は債務名義を要する点で民事保全と異なること、財産開示手続では財産開示期日を指定して債務者を出頭させるなど比較的重い対応の手

続となっていることがあげられている。これらの論拠が、第三者からの情報取得手続にも妥当するならば、第三者からの情報取得手続の時効更新事由該当性を基礎づけることが可能となろう。⁽¹⁰³⁾

そして、かかる論拠に鑑みると、債務者に不服申立ての機会が保障されておらず、債務者が出頭する期日等も設けられない預貯金債権等に関する情報取得手続では、その終了が時効の更新事由に該当することを基礎づけることが困難であるといえよう。この考察を推し進めるならば、預貯金債権等に関する情報取得手続においては、執行債権の時効更新効の発生を否定することとなる。この見解を、「更新効否定説」と呼ぶこととする。⁽¹⁰⁴⁾

また、預貯金債権等に関する情報取得手続の終了につき時効更新効の発生を肯定する場合であっても、債務者が了知しない間にこのような効果が発生することを認めることには懸念がみられるため、時効の完成猶予効と同様、債務者への通知を要求すべきか否かを検討する必要がある。

（3）預貯金債権等に関する情報取得手続と時効障害の相対効

以上に加えて、預貯金債権等に関する情報取得手続では、債務者でなく第三者が主に手続に関与することから、時効障害の相対効の原則及びその例外を定める現行民法153条及び154条との関係でも考察が求められる。

そして近時、現行民法153条及び154条の議論に示唆を与える最高裁判例が現れた。それが、最判令和元年9月19日民集73巻4号438頁（以下「令和元年最判」⁽¹⁰⁵⁾）である。令和元年最判の事案の概要と判旨は、以下の通りである。

ア 令和元年最判の事案の概要

Y（被告・控訴人・上告人）は、X（原告・被控訴人・被上告人）に対し、平成12年4月17日、336万円を貸し付けた折、本件金銭消費貸借契約につき執行証書（法22条5号）を作成した。Yは、平成20年6月23日頃、鹿児島地裁に対し、本件執行証書を債務名義とし、本件貸金債権を執行債権として、XのZ（ゆうちょ銀行）に対する貯金債権の差押えを申し立てた。これを受け、鹿

児島地裁は債権差押命令を発令し、同命令は、同年7月3日までにZに送達された。しかし、Xは、転居届を提出することなく申立書記載の住所から転居しており、Xに対する差押命令の送達は、奏功しなかった。その後、Yは、平成28年6月8日頃に再度、本件執行証書を債務名義とし、本件貸金債権を執行債権として、XのZに対する貯金債権の差押えを申し立てた。これに対し、Xは、消滅時効の抗弁を異議事由として、請求異議の訴え（法35条）を提起した。

第一審は、Xの請求を認容した。原審は、「民法155条〔現154条〕の法意に照らすと、……Xが本件債権差押命令による貯金債権の差押えを了知し得る状態に置かれたとは認められない事実関係の下においては、本件債権差押命令による本件貸金返還請求権の消滅時効中断の効力は生じないものと解するのが相当である」と判示し、Yの控訴を棄却した。

イ 令和元年最判の判旨

〈原判決破棄、第一審判決取消し、Xの請求棄却〉

「民法155条は、差押え等による時効中断の効力が中断行為の当事者及びその承継人に対してのみ及ぶとした同法148条〔現153条〕の原則を修正して差押え等による時効中断の効力を当該中断行為の当事者及びその承継人以外で時効の利益を受ける者に及ぼす場合において、その者が不測の不利益を被ることのないよう、その者に対する通知を要することとした規定であると解され（最高裁昭和47年（オ）第723号同50年11月21日第二小法廷判決・民集29巻10号1537頁参照）、差押え等による時効中断の効力を当該中断行為の当事者又はその承継人に生じさせるためにその者が当該差押え等を了知し得る状態に置かれることを要するとする趣旨のものであると解することはできない。しかるところ、債権執行における差押えによる請求債権の消滅時効の中断において、その債務者は、中断行為の当事者にはかならない。したがって、上記中断の効力が生ずるためには、その債務者が当該差押えを了知し得る状態に置かれることを要しないと解するのが相当である。そして、前記事実関係によれば、本件差押えにより本件貸金債権の消滅時効は中断しているというべきである。」

ウ 令和元年最判の問題の所在

令和元年最判は、債権差押命令が債務者に対して送達されないまま一定期間が経過した後に、重ねて債権差押命令が発令された事案である。このような事態が生じたのは、法改正前の債権執行手続の制度設計に由来する。すなわち、債権執行手続が終了するためには、執行債権者が取立ての完了を執行裁判所に届け出るか（法155条4項、規則137条）、申立ての取下げをする必要があるところ、被差押債権が少額であることが判明すると、執行債権者が取立ての意欲を失い、債権執行手続を放置する事態が生じていた。⁽¹⁰⁶⁾ 令和元年最判においても、Yが平成20年6月頃に差し押された貯金債権の残高は約1000円であり、これをうけたYは、取立てても手続の取下げもせずに、一定期間が経過していたようである。

そして、本件では、以上の事実関係の下、債権執行における差押えによる執行債権の消滅時効の中斷効が生ずるためには、改正前民法155条との関係で債務者が当該差押えを了知しうる状態に置かれることが要するか否かが問題となつた。

エ 改正前民法148条及び155条をめぐる議論

令和元年最判は改正前民法が適用された事案であるため、まずは、改正前民法における議論を概観する。⁽¹⁰⁷⁾

改正前民法148条は、時効中斷効につき、当該時効中斷事由が生じた当事者及びその承継人との間においてのみ、その効力を有すると定めていた。ここでの「当事者」とは中斷事由に関与した者を指すのであって、時効にかかる権利の当事者であるとは限らないと解される。また、改正前民法155条は、差押えは、時効の利益を受ける者に対してしないときは、その者に通知をした後でなければ、時効の中斷の効力を生じないと定めていた。ここでの「時効の利益を受ける者」とは、債権の消滅時効が問題となる場合には債務者を指す。そして、本条の起草者は、その適用例として、令和元年最判でも問題となった債権執行を念頭に置いていたようである。⁽¹⁰⁸⁾ したがって、起草者は、債権執行における執行債権の時効中斷効は手続の申立時ではなく、差押命令が債務者に送達された

時に発生すると解していたこととなる。

これに対し、学説においては、債権執行につき、改正前民法155条の適用を否定する見解が多数であった。⁽¹¹¹⁾ しかし、その根拠については、見解の相違がみられる。一方で、債権執行においては、債務者に対する差押命令の送達が予定されていることから、同条を適用する必要がないとの説明を行う見解が存在する。⁽¹¹²⁾ 他方で、改正前民法155条の趣旨を援用することで、同条の不適用を根拠づける見解も存在する。この見解は、改正前民法155条の趣旨を、時効中断の相対効の原則を定めた改正前民法148条を修正し、本来であれば時効中断効が生じないはずの者に時効中断効を及ぼす際に、その者に対する通知を要求する規定であると解している。そして、債権執行の債務者は改正前民法148条のいう「当事者」に該当することから、改正前民法155条に基づく通知を要せずとも時効中断効は債務者に及ぶため、ここでは改正前民法155条は適用されないと説明されることとなる。

判例に目を転ずると、令和元年最判が引用する前掲昭和50年最判は、物上保証人に対する担保不動産競売の事案において、改正前民法148条の趣旨につき、時効中断効の及ぶ人の範囲を拡張するとともに、それにより時効中断の効力を受ける者が不測の事態を被ることのないよう通知を要求することで、債権者と債務者との間の利益の調和を図る規定であると判示しており、学説の挙げる根拠のうち後者の見解を探ることを明らかにしていた。

オ 現行民法153条及び154条と預貯金債権等に関する情報取得手続

令和元年最判は、改正前民法155条の趣旨につき、前述の判例法理を踏襲することを明示した。そのうえで、令和元年最判は、改正前民法155条は債権執行の執行債務者への通知を要求するものではなく、執行債権の消滅時効の中断効が生ずるために、債務者が当該差押えを了知しうる状態に置かれることを要しない旨判示した。⁽¹¹⁴⁾

そして、改正前民法155条及び148条の規定は、それぞれ現行民法154条及び153条に改められたものの、いずれも従前の規律を維持する趣旨の改正であると解されている。⁽¹¹⁵⁾ したがって、令和元年最判の法理並びに改正前155条及び148

条をめぐる議論は、現行民法の下でも参照可能である。そうだとすると、預貯金債権等に関する情報取得手続との関係では、同手続における債務者が現行民法153条及び154条との関係でどのように位置づけられるかが問題となる。現行民法153条の「当事者」が時効障害事由に関与した者であると解されるならば、誰が預貯金債権等に関する情報取得手続の当事者であるのかを確認しておくのが有益であろう。この点、執行債務者として執行正本又は一般先取特権証明文書に債務者と表示された者を挙げる説明も見受けられるものの、令和元年法改正の法制審における議論では、同手続の相手方につき、債務者ではなく第三者をあげる見解が多数であったようである。⁽¹¹⁶⁾
⁽¹¹⁷⁾

また、現行民法153条において「当事者」に該当することが学説及び令和元年最判により認められる債権執行手続の執行債務者と、預貯金債権等に関する情報取得手続の債務者とを比較すると、前者は、債権差押命令の名宛人となっているのに対し（法145条1項）、後者は、情報提供命令の名宛人となってはいない（法207条2項）。また、学説の一部に倣い債務者への決定正本の送達を重視するならば、預貯金債権等に関する情報取得手続の債務者に対しては情報提供命令が送達されないことも重要な相違点となる。

以上の考察によると、預貯金債権等に関する情報取得手続の債務者は、現行民法153条における「当事者」に該当せず、したがって、同手続の債務者に対して時効障害の効果を及ぼすためには、現行民法154条に基づく通知が要求されると解することも排除されないといえる。ここでは、預貯金債権等に関する情報取得手続の債務者につき、現行民法154条を適用する見解を「民法154条適用説」と呼ぶ。

このように、預貯金債権等に関する情報取得手続と執行債権の消滅時効にかかる諸問題を考察するためには、令和元年最判の法理や現行民法153条及び154条をめぐる議論を顧みる必要もある。

5 預貯金債権等に関する情報取得手続における時効障害の発生時期

以上の検討を通して、問題の所在及びこの問題にかかる有意的な法律構成を確認することができた。すなわち、時効完成猶予効については、通知不要説、

通知必要説、民法154条適用説を観念することができ、時効更新効については、以上3つの構成に加えて、更新効否定説を探る余地もある。そこで、以下では、各見解に依拠する場合の時効完成猶予効・更新効の発生時期を検討しつつ、各見解の評価を論じる。

（1）手続が奏功した場合の時効の完成猶予効の始期

はじめに、預貯金債権等に関する情報取得手続において、執行債権の時効完成猶予効がいつ発生するのかを検討する。

ア 通知不要説

通知不要説を探る場合は、民事執行の他の手続と特段の区別を要しないと思われる。したがって、民事執行の他の手続と同様、預貯金債権等に関する情報取得手続の申立時に、執行債権につき時効の完成猶予効が発生すると解すべきであろう。

イ 通知必要説

通知必要説を採用する場合には、情報提供通知がなされることが、時効完成猶予効の発生要件となる。しかし、情報提供通知の実施は、あくまで時効完成猶予効の発生要件であって、時効完成猶予効の発生時期である必然性はない。⁽¹¹⁹⁾ したがって、預貯金債権等に関する情報取得手続においても、債務者への情報提供通知時とは異なる時期を時効完成猶予効の発生時期と解することも可能である。民事執行の他の手続と平仄を合わせるという観点からは、手続の申立時を時効完成猶予効の発生時期とすべきであろう。

もっとも、通知必要説は情報提供通知の実施を時効完成猶予効発生の要件と解する関係で、金銭執行における差押えと時効完成猶予効の発生時期にかかる議論と同様の問題が生じる。すなわち、手続の申立時に時効完成猶予効が発生するものの、第三者が情報提供に応じないことや、手続が取り下げられた又は⁽¹²⁰⁾ 当然に終了したことを理由に情報提供通知が実施されない場合には、時効の完成猶予効は申立時に遡って消滅すると解する構成と、情報提供通知が実施され⁽¹²¹⁾

論 説

た時、申立て時に遡って時効の完成猶予効が発生すると解する構成とがありうることとなる。

ウ 民法154条適用説

最後に、民法154条適用説を採用する場合の時効完成猶予効の始期を検討する。この場合、現行民法154条の「通知をした後でなければ」の意義が問題となるところ、判例は、物上保証人に対する担保不動産競売の申立てがあった場合において、改正前民法155条に基づく被担保債権の時効中断効が発生する時期は債務者に競売開始決定の正本が到達した時であると判示していた。⁽¹³⁾この判例法理に鑑みると、預貯金債権等に関する情報取得手続においては、情報提供通知が債務者に到達した時に時効の完成猶予効が発生すると解することとなる。⁽¹⁴⁾

（2）時効更新効の始期

次に、預貯金債権等に関する情報取得手続と執行債権の時効更新効の始期についての考察に移る。

ア 更新効否定説

更新効否定説を採る場合、債務者に不服申立ての機会を保障しない預貯金債権等に関する情報取得手続においては、第三者から情報が提供され、滞りなく手続が終了した時点で時効の完成猶予効は消滅し、執行債権につき時効更新の効果は発生しないこととなる。

イ 時効更新効の始期と現行民法148条2項の解釈

では、預貯金債権等に関する情報取得手続においても時効更新効の発生を肯定する場合、その効果発生の時点はいつになるだろうか。現行民法148条2項の定める、同1項各号に「掲げる事由が終了した時」の解釈につき、各民事執行手続の終了した時と説明されることが多いことは、前述の通りである。そして、第三者からの情報取得手続は、第三者からの情報提供書が裁判所に提出された時点で事件は終局し、債務者への情報提供通知時に事件が完結すると説明

されている。⁽¹²⁶⁾したがって、両者のいずれかの時点を時効更新効の発生時点と解すべきように思われる。

しかし、現行民法148条2項が定めるところの、同1項各号に「掲げる事由が終了した時」とは、各民事執行手続の終了時である必然性はない。⁽¹²⁷⁾ここで考慮すべきは時効更新効という実体法上の効果が発生する時点がいつかという問題であるため、執行手続の終了時がいつかという手続的な考察に拘泥することなく、時効更新効の発生根拠やその発生時点の明確性などの観点に照らして、適切な時期を選択すべきである。

ウ 通知不要説

以上を踏まえて、はじめに、通知不要説を探った場合の時効更新効の発生時期を検討する。

現行民法は、権利の存在について確証が得られたと評価できる事実が発生したことを時効の更新事由に割り当てていると説明される。⁽¹²⁸⁾この説明に依拠するならば、情報提供命令の効力発生時にその効果が発生すると解することになる。情報提供命令が確定すれば、手続が適法であるとの執行裁判所の判断を通して執行債権の存在が公に確証されたと評価でき、それをもって上記事実があるといえるためである。

なお、情報提供命令の効力発生時に時効更新効が発生すると解する場合、同命令発令後に申立ての取下げがあった場合の時効更新の効果の帰趨が問題となる。この場合、時効更新の効果は遡って消滅し、申立ての取下げの時から6か月を経過するまでの間、時効の完成猶予効が残存すると解することになる。

エ 通知必要説

次に、通知必要説を採用した場合の時効更新効の発生時期を検討する。この場合、情報提供命令の効力発生時、金融機関などから情報提供書が裁判所に到達した時、⁽¹²⁹⁾情報提供通知時のいずれも、時効の更新効の発生時期として観念する。前述の現行民法は権利の存在について確証が得られたと評価できる事実が発生したことを時効の更新事由に割り当てているとの説明に従うならば、前

者と解することになろう。もっとも、通知必要説は、情報提供通知を時効更新効の発生要件と解することから、時効の完成猶予効の場合と同様に、情報提供通知の実施を停止条件とする時効更新効と、情報提供通知の不実施を解除条件とする時効更新効とを観念しうるようと思われる。

オ 民法154条適用説

他方で、民法154条適用説を採用する場合は、情報提供通知が債務者に到達した時に、時効更新の効果が発生する。⁽¹³⁰⁾ なお、この法律構成では、情報提供通知が債務者に到達した時に時効の完成猶予及び更新の効果が同時に発生することから、結局のところ、時効の完成猶予効を論ずる意義が失われることとなる。

6 諸見解の評価

以上の検討から、各見解を採用した場合の時効完成猶予・更新の効果発生要件や発生時期が明らかとなった。これを踏まえ、以下では各見解の評価を論じる。まずは、時効完成猶予効についての諸見解を検討する。

（1）時効完成猶予効についての諸見解の評価

ア 手続が奏功した場合の時効完成猶予効の根拠

通知不要説は、手続が奏功した場合の時効完成猶予効と裁判上の催告の法理とを関連づけないという見解を前提とする。この前提によると、改正前民法下における権利行使説的な発想から時効の完成猶予効の根拠を、権利確定説的な発想から時効更新効の根拠を捉えることで、預貯金債権等に関する情報取得手続における時効障害を改正前民法下の学説における議論状況の延長に位置づけるし、時効障害につき民事執行の他の手続と統一的に把握することも可能となる。

しかし、前述のように、手続が奏功した場合の時効完成猶予効の根拠も包摂するかたちで裁判上の催告の法理を援用する見解も存在しており、いずれの見解が有力かは、未だ判然としていない。そこで、若干の検討を試みるに、時効の完成猶予効と裁判上の催告の法理との関連を強調する見解の論拠は、平成29

年の民法改正における立法過程に求められていた。ここで参照されている資料のうち、部会資料54及び中間試案の補足説明における所説は、手続が奏功しない場合の時効完成猶予効、すなわち、現行民法148条1項柱書かっこ書に基づく時効完成猶予効のみを念頭に置いた記載であろう。したがって、この所説を根拠に、手続が奏功した場合の時効の完成猶予効と裁判上の催告の法理との関連を主張することはできない。

これに対し、部会資料69Aの所説は、手続が奏功した場合の時効完成猶予効をも包摂する説明であると解する余地もある。特に、差押えには権利行使の意思が包含されていること、義務者への通知等により催告を擬制できることに言及した後の、「権利者としては、手続の継続中はその成り行きを見守るのが当然であり、この間に時効中断の措置を別途とすることを要求するのは酷である」とからすれば、手続の帰趨が明らかになるまでの時間の経過を権利者の不利に考慮すべきではなく、その手続の継続中は権利行使の意思も継続していると考えるべきである。そこで、差押え等についても裁判上の催告としての効力を認め、従来不明確であった裁判上の催告の効力に関する規律を明確にする必要がある」との説明は、民事執行手続が奏功した場合にも妥当しうるであろう。しかしながら、この記述は、裁判上の催告の法理の適用範囲を民事執行にも拡大する趣旨であるところ、そこでは、手続が奏功しない場合の時効完成猶予効のみが想定されているのではないだろうか。実際、引用した所説は、「差押え、仮差押え又は仮処分（同法第154条）が取消しや取下げによって終了した場合に裁判上の催告としての効力が認められるかについては、見解が分かれている」との記載に続くものである。したがって、裁判上の催告の法理が、手続が奏功した場合の時効完成猶予効をも規律するといえるかについては、平成29年改正時の議論を参照したとしても必ずしも明らかではなく、通知不要説が理論的に採りえないことの証左とはなっていないと思われる。したがって、手続が奏功した場合の時効完成猶予効は、通知不要説を採用するほうが説明しやすいといえる。

イ 手続が奏功しない場合の時効完成猶予効の根拠

他方で、通知不要説は、手続が奏功しない場合の時効の完成猶予効の発生根拠につき、説明に窮することとなる。この場合の完成猶予効は、裁判上の催告の法理を明文化したものであることが、平成29年の民法改正時の議論から明らかであるためである。ここでの議論とは相容れないものの、手続が奏功しない場合の時効の完成猶予効の発生根拠も、権利行使説の観点から説明するほかないと思われる。

なお、平成29年民法改正の立案担当者が法改正の趣旨を説明するいわゆる一問一答は、裁判上の請求につき述べる文脈においてではあるが、手続が奏功しない場合の時効完成猶予効についても、裁判上の催告の法理との関連を切断する理解を示している。⁽¹³⁷⁾ 預貯金債権等に関する情報取得手続においても同様の理解を採りうるならば、通知不要説は、手続が奏功しない場合の時効完成猶予効についても、理論的な難点を克服しうるであろう。

ウ 通知不要説と現行民法153条及び154条の解釈

以上を踏まえると、時効完成猶予効につき通知不要説を採用するに際して残された理論的な課題は、現行民法153条及び154条の解釈となる。確かに、預貯金債権等に関する情報取得手続の債務者は、手続関与の機会がなく、情報提供命令の名宛人でもない。しかし、同手続の債務者は、手続に一切の接点がないわけではない。この点を、現行民法153条の「当事者」に該当せず、現行民法154条が適用されることに争いのない、物上保証人の財産に対する競売申立てがされたときの債務者と比較するならば、預貯金債権等に関する情報取得手続では物上保証人の事案と異なり、手続の対象、すなわち提供の対象となる情報は債務者自身の財産に関するものであることが指摘できる。また、預貯金債権等に関する情報取得手続との関係で、債務者は自らの財産に関する情報が第三者により開示されることを受容すべき義務を負うと解されている。⁽¹³⁸⁾ このように、債務者自身の財産にかかる情報が手続の目的となっていること及び同手続はそれを受容すべき債務者の義務にも基礎づけられていることに照らすと、債務者は、預貯金債権等に関する情報取得手続との関係においても、現行民法153条

における「当事者」に該当し、したがって、同手続の債務者には、現行民法⁽¹³⁹⁾154条は適用されないとの説明は可能であると思われる。

エ 了知しない間に時効完成猶予効が発生する債務者の不利益

通知不要説を採用する場合、債務者が了知しない間に時効の完成猶予効が発生する余地を認めることとなる。確かに、時効完成猶予効の発生に起因して、債務者が時効期間が経過したと誤信して領収証等の自己に有利な証拠を破棄するおそれがあること、遅延損害金が累積することなど、債務者に不測の不利益⁽¹⁴⁰⁾が生じるおそれがある。しかしながら、実務上は、金融機関が情報提供に応じないことも、預貯金債権等に関する情報取得手続が取下げ等により終了することもほとんど例がないようである。つまり、多くの事件では情報提供通知が実施され、手続が完結しているのであって、債務者は、手続の完結に際して時効障害の発生を了知しうる。そうだとすると、通知不要説の採用に起因する債務者⁽¹⁴¹⁾の不利益は限定的なものにとどまるとの評価が可能である。

以上から、本稿では、時効完成猶予効につき、通知不要説が妥当と考える。⁽¹⁴²⁾

（2）時効更新効についての諸見解の評価

ア 時効更新効の発生根拠と更新効否定説の当否

次に、時効更新効についての諸見解の評価に移る。まず行われるべきは、立法者が現行民法148条2項によって民事執行に時効更新効を付与した根拠を参考しつつ、預貯金債権等に関する情報取得手続に時効更新効を付与することを正当化できるか否かを検証することである。確かに、平成29年の民法改正における議論に照らすと、債務者に不服申立てや手続への直接の関与の機会を保障しない預貯金債権等に関する情報取得手続では、執行債権に時効更新効を付与することを理論的に基礎づけることにつき幾ばくかの困難を伴うことは否定できない。⁽¹⁴³⁾もっとも、民事執行の時効更新事由該当性の根拠として援用される以下の説明、すなわち、権利確定説の発想を前提としつつ、債務者が不服申立てをせずに民事執行手続が最後まで進行したという点に執行債権の存在の默示的な承認を見出すという説明が相当かについては、議論の余地がある。実際、改

正前民法下での権利確定説は、時効中断事由としての権利の公権的確定を民事執行手続の適法な開始決定や差押えの実施に見出していたのであって、債務者の承認を観念していたわけではない。また、民事執行手続を利用した権利行使が問題となる局面にて、あえて債務者の承認を観念することの意義も明らかではない。そうだとすると、民事執行手続による時効更新の根拠につき、債務者の默示的な承認に依拠することには疑問が残る。

そこで、異なる視点から時効更新事由該当性を基礎づける見解に目を転ずると、民事執行手続はそれ自体に権利確定的な要素が含まれないことから権利行使説的な説明によるほかないとの認識を前提に、「権利行使ができる債権者に一定の資格が求められることや、権利行使（回収行動）が民事執行法の定める手続に則って行われる」ことに時効更新事由該当性の根拠を求める見解が存在する。⁽¹⁴⁸⁾ 他方で、権利確定説の発想は維持しつつ、差押え又はそれに準ずる事由としての執行開始決定に権利の確証を見出す見解や、権利の存在を前提とする民事執行手続がその前提を維持したまま終了したことに権利の確証を見出す見解も存在する。⁽¹⁴⁹⁾ これらは、権利行使と権利確定のいずれに重心を置くかにつき相違があるものの、執行債権が高度の蓋然性をもって存在することが前提となるという民事執行手続の特質に着眼したうえで、執行手続の実施と時効更新効の基礎とを関連づけるという点では共通する。そして、このように解しうるならば、現行民法148条2項をめぐる議論に適合するかたちで、預貯金債権等に関する情報取得手続に時効更新効を付与することは可能であろう。

したがって、本稿では、更新効否定説を採用しない。⁽¹⁵⁰⁾

イ 時効更新効の発生要件としての情報提供通知の要否

更新効否定説を採用せず、預貯金債権等に関する情報取得手続においても時効更新効の発生を認める場合、次に、時効更新効の発生要件として情報提供通知の実施を要するか否かが問題となる。前述のように、執行債権が高度の蓋然性をもって存在することが前提となる民事執行では手続の実施それ自体が時効更新効発生の根拠であると解しうるならば、時効更新効発生の要件として、情報提供通知を実施することまで要求されているとは解されないであろう。情報

提供通知の有無は、執行債権の存在の蓋然性に決定的な影響を及ぼさないためである。

したがって、本稿では、時効更新効についても、通知不要説が相当であると解する。

IV おわりに

以上で、不十分ながらも、預貯金債権等に関する情報取得手続が利用された場合における執行債権の消滅時効の完成猶予及び更新の効果発生の有無やその時期にかかる検討を終える。同制度には、手続の開始・終了を債務者が了知できないという特殊性があることから、時効障害の発生についても、債務者がそれを了知できないといった事態が発生しうることが懸念される。しかし、民事執行の実効性を高めるべく導入された同制度につき、債権回収を阻害するような解釈には慎重であるべきであろう。本稿は、そのような問題意識に基づいて検討を行った結果、時効完成猶予効、時効更新効ともに、通知不要説を採用するとの結論に至った。

しかしながら、通知不要説を前提とした場合には、時効障害の根拠、とりわけ手続が奏功しない場合の時効完成猶予効や時効更新効の根拠をどのように説明するかという点や、時効障害の発生時期をどのように解するかという点、債務者に生じる不利益のより精緻な評価、平成29年民法改正時の議論との整合性の検証など、多くの課題が残されていることも浮き彫りになった。これらの課題に対しては、時効障害制度に関する実体法の観点からの検討のほか、預貯金債権等に関する情報取得手続の制度趣旨及びその導入過程の議論の検証や、同制度の利用状況を踏まえて抽出された当事者の利益を念頭に置いた利益衡量など、手続法の観点からの考慮が必要だろう。これらについては、他日を期したい。

(95) III 2 (2) ウを参照。

(96) 松岡ほか編・前掲注(52)130頁〔香川〕は、「改正民法147条ないし149条所掲に

よる催告継続の擬制のもう一つの基礎は、時効利益を得る者の防御可能性である」とする。

- (97) Ⅲ 2(2) ウを参照。
- (98) Ⅲ 3(3) アを参照。
- (99) Ⅱ 3を参照。
- (100) 小柳・前掲注(3)65頁が、財産開示手続につき論じていることを参照した。また、法1条が、「強制執行、担保権の実行としての競売及び民法（明治二十九年法律第八十九号）、商法（明治三十二年法律第四十八号）その他の法律の規定による換価のための競売並びに債務者の財産状況の調査」（下線筆者）と規定していることにも、民事執行の他の手続との比較における財産開示手続及び第三者からの情報取得手続の特殊性が反映されていると思われる。
- (101) 以上、Ⅲ 3(3) アを参照。
- (102) 法制審議会民法（債権関係）部会「第79回会議議事録」25頁〔村松秀樹発言〕（平成25年10月29日）(<https://www.moj.go.jp/content/000119880.pdf>)。
- (103) 法制審議会民法（債権関係）部会・前掲注(102)30頁〔山本和彦発言〕。
- (104) 理論構成としては、現行民法148条2項の目的論的減縮を行うということにならうか（大久保・前掲注(5)69頁を参照）。法解釈における目的論的減縮については、青井秀夫『法理学概説』（有斐閣・2007年）528頁以下、大久保・前掲注(56)249頁以下を参照。
- (105) 令和元年最判の主な評釈は、大久保・前掲注(5)57頁、森川・前掲注(71)256頁のほか、石田剛「判批」法教472号（2020年）135頁、岩松勉「判批」福岡大学法学論叢（2020年）363頁、大久保邦彦「判批」令和元年度重判（ジュリ臨増1544号）（2020年）64頁、香川崇「判批」新・判例解説 Watch26号（2020年）103頁、川嶋四郎「判批」法セミ786号（2020年）123頁、下村信江「判批」金法2145号（2020年）22頁、白石大「判批」私法判例リマーカス62号（2021年）6頁、原悦子「判批」現代民事判例研究会編『民事判例21 2020年前期』（日本評論社・2020年）90頁、茂木明奈「判批」法セミ784号（2020年）121頁、吉岡伸一「判批」岡山大学法学会雑誌70巻1号（2020年）31頁など。
- (106) 内野編著・前掲注(10)352頁以下参照。この問題を是正するため、令和元年の法改正によって、一定の要件の下、執行裁判所が差押命令を職権で取り消すことが認められた（法155条6項）。なお、同項の規定に基づいて差押命令が取り消された場合、取消決定が確定した時点で執行債権の時効は更新される（内野編著・同362頁以下）。
- (107) 改正前民法148条及び155条は時効中断の相対効の意義や時効の援用権者の範囲といった時効法の典型論点とも一定の関わりがあることから、これらの規定につ

き多くの研究が存在する（松久三四彦「民法一四八条の意味」同・前掲注(41)244頁〔初出1989年〕、森田宏樹「時効援用権者の画定基準について（一）（二・完）」法時54卷6号（2002年）1頁、7号（2002年）1頁、嶋津元『時効援用権の基礎理論』（弘文堂・2024年）など）。しかし、これらの研究は、債務者に対する時効中断効の発生を前提とし、かつその効力が第三者に与える影響の意義に関心があるようである（嶋津元「時効中断（更新）の相対効の意義について」岡山大学法学会雑誌70卷3・4号（2021年）51頁、87頁以下）。そのため、債務者に対する時効障害効発生の有無やその要件に関心のある本稿では、これらの研究には立ち入らない。

- (108) 我妻・前掲注(37)473頁、川島編・前掲注(73)69頁〔岡本坦〕。
- (109) 我妻ほか・前掲注(70)317頁。
- (110) 金山直樹『時効における理論と解釈』（有斐閣・2009年）486頁以下〔初出1994年〕、大久保・前掲注(5)60頁以下、岩松・前掲注(105)376頁以下を参照。金山・同487頁以下によると、本条のこのような解釈の背後には、時効の利益を受ける者が知らない間に時効が中断してはならないとの考慮がみられたようである。
- (111) なお、手続法学説では、改正前民法155条の適用を肯定する見解が有力であつたようである（宮脇・前掲注(70)120頁など）。手続法学説の評価は、大久保・前掲注(5)62頁注(13)を参照。
- (112) 川島・前掲注(40)496頁、星野・前掲注(40)267頁、幾代通『民法総則〔第2版〕』（青林書院・1984年）575頁以下。
- (113) 我妻・前掲注(37)469頁。
- (114) また、令和元年最判は、続けて「前記事実関係によれば、本件差押えにより本件貸金債権の消滅時効は中断しているというべきである。」と判示している。このことから、令和元年最判の調査官解説は、「債権執行における差押えについて、①改正前民法155条を離れて検討しても、請求債権の債務者による差押えの事実の了知等が請求債権についての時効中断の効力発生のための一般的要件であると解することはできず、②請求債権の債務者に対する差押命令の送達が未了のまま長期間が経過しているとしも、そのことをもって請求債権についての時効中断の効力が直ちに左右されると解することもできないとの判断を前提とするものと理解し得る。」と述べる（森川・前掲注(71)264頁以下）。
- (115) 潮見・前掲注(49)44頁以下、松岡ほか編・前掲注(52)156頁〔香川〕。
- (116) 石田・前掲注(105)135頁、原・前掲注(105)92頁、吉岡・前掲注(105)41頁。
- (117) 中野＝下村・前掲注(14)896頁。
- (118) 法制審議会民事執行法部会「第12回議事録」（平成29年10月13日）31頁以下〔垣内秀介発言〕、33頁〔山本克己発言〕、36頁〔勅使川原和彦発言〕（<https://>

- www.moj.go.jp/content/001252308.pdf)。なお、預貯金債権等に関する情報取得手続につき、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が管轄するのは(法204条)、債務者の財産状況にかかる情報を集約するためであって(内野編著・前掲注(10)56頁)、同手続の当事者が誰かという問題とは直接の関連がない。
- (119) 時効障害の発生要件と発生時期の峻別につき、前掲注(67)を参照。
- (120) Ⅲ 3 (2) ウを参照。
- (121) 債権者は、第三者からの情報提供があるまでの間、申立てを取り下げることができる(中村=劍持編著・前掲注(36)484頁以下)。
- (122) 第三者からの情報取得手続は債務者の責任財産に対する強制執行を目的とした手続であること、情報提供命令の発令に際して当該債務者との関係で執行不奏効要件を充足する必要があることから、同手続には、債務者が死亡した場合にも手続を続行しうる旨定める法41条の適用は想定されていない。したがって、情報提供命令発令後に債務者が死亡した場合は、手続は当然に終了することとなる(以上、内野=劍持編著・前掲注(36)158頁〔劍持・補訂 柏戸〕)。
- (123) 前掲昭和50年最判、最二判平成8年7月12日民集50巻7号1901頁。最三判平成7年9月5日民集49巻8号2784頁は、物上保証人に対する抵当権の実行による競売開始決定が付郵便送達により債務者に送達された場合であっても、開始決定の正本が債務者に到達した時に時効中断効が発生する旨判示する。
- (124) また、債務者の住所等が判明しない等の理由で情報提供通知が奏功しない場合は、公示送達に準ずる方法で情報提供通知を行うこととなる(中村=劍持編著・前掲注(36)470頁)。最二決平成14年10月25日民集56巻8号1942頁は、改正前民法155条に基づく債務者に対する競売開始決定の送達が公示送達の方法でなされた場合、民事訴訟法113条の類推により、掲示を始めた日から2週間が経過した時に、債務者に対して改正前民法155条の通知がなされたものとして消滅時効の中断効が発生すると解していた。公示送達に準ずる方法で情報提供通知を行った場合の時効完成猶予効も、同様の処理となろう。
- (125) Ⅲ 3 (3) イを参照。
- (126) 内野=劍持編著・前掲注(36)151頁〔劍持・補訂 柏戸〕。
- (127) 戸根住夫「民事執行、保全による消滅時効障害——今次改正民法案の問題点——」判タ1427号(2016年)54頁、59頁が、この旨示唆する。
- (128) 前掲注(55)を参照。
- (129) 第三者が情報提供書の写しを債権者へ直送した場合には、債権者に情報提供書の写しが到達した時(規則192条1項ただし書参照)。
- (130) 現行民法154条の「通知をした後でなければ」の意義につき、Ⅲ 5 (1) イを参照。

預貯金債権等に関する情報取得手続と消滅時効（2・完）

- (131) Ⅲ 2(2) ウを参照。
- (132) 松岡ほか編・前掲注(52)130頁〔香川〕は、後掲・部会資料54、後掲・中間試案の補足説明及び前掲注(79)の部会資料69Aをあげ、大久保・前掲注(56)256頁以下は、法制審議会民法（債権関係）部会「民法（債権関係）の改正に関する中間試案（概要付き）」（平成25年7月4日補訂）28頁以下（<http://www.moj.go.jp/content/000112244.pdf>）と前掲注(79)の部会資料69Aとを比較しつつ検討する。
- (133) 法制審議会民法（債権関係）部会「部会資料54 民法（債権関係）の改正に関する中間試案のたたき台（2）（概要付き）」（平成24年12月18日）18頁（<https://www.moj.go.jp/content/000105325.pdf>）。
- (134) 法制審議会民法（債権関係）部会「民法（債権関係）の改正に関する中間試案の補足説明」（平成25年7月4日補訂）82頁以下（<http://www.moj.go.jp/content/000112247.pdf>）。
- (135) 法制審議会民法（債権関係）部会・前掲注(82)16頁以下。
- (136) 法制審議会民法（債権関係）部会・前掲注(82)16頁。
- (137) 筒井＝村松編著・前掲注(38)48頁。また、酒井廣幸「時効の完成猶予事由連続の効果（上）」銀行法務21 856号（2020年）25頁、26頁は、「完成猶予制度を、時効期間を短縮したことの見返りに時効の完成を容易に阻止する制度として導入されたものであると位置付ける」ならば、裁判上の催告の法理と時効の完成猶予効との関係を否定する見解を支持できるとする。森川・前掲注(71)273頁以下注(19)も理由を付してこそないが、催告と強制執行による時効完成猶予効とを連づげること及び債務者に対する通知が時効完成猶予効の発生要件であると解することを否定する。なお、前掲注(58)も参照。
- (138) 青木・前掲注(6)97頁。
- (139) また、民法154条適用説は、情報提供通知が債務者に到達した時に時効完成猶予効が発生すると解すことから、手続の進行中に時効の完成を猶予することが不可能となる。しかし、このような帰結は、債権者の保護に欠けるであろう。
- (140) 原・前掲注(105)92頁。なお、森川・前掲注(71)272頁注(13)は、遅延損害金の累積は債務不履行の当然の帰結であって、債務者の不測の不利益とはいえないとする。
- (141) 日本民事訴訟法学会関西支部報告の質疑における、森鍵一判事のご教示に負う。
- (142) 民事執行の他の手続においても申立時に時効完成猶予効が発生すると解されていることから、債務者が了知しない間に時効完成猶予効が発生することがある。この点につき、前掲昭和59年最判の調査官解説は、以下の理由を挙げて、債務者の不利益が容認されうる旨説明している。すなわち、執行申立時と執行着手時点

との間のわずかな期間に時効期間が満了し、かつ債務者が証拠を散逸させることはまれであること及びそのような行為をする債務者には二重払いの危険を負担させても酷とはいえないことである（塚原朋一「判解」最判解民事篇昭和59年度（1989年）170頁、183頁）。預貯金債権等に関する情報取得手続においては、情報提供命令の発令から数日ないし2週間程度で金融機関から情報提供がなされ（関根・前掲注（12）14頁以下）、情報提供書の到達時から1か月以上が経過した後に裁判所から情報提供通知が実施されるところ（前掲注（36）を参照）、上記調査官解説と同様の理由から、預貯金債権等に関する情報取得手続においても債務者の不利益を甘受しうると評価できるかについては、両論あり得よう。差し当たり、ここでは本文における評価を前提に論を進める。

- (143) なお、個々の事案において、債務者が時効障害の発生を了知していなかったことに起因する不利益を斟酌したうえで、債権者による時効障害の主張が信義則に反する又は当該債権の行使が権利の濫用に当たり許されないと判断を行うことは否定されない。中村＝劍持編著・前掲注（36）323頁以下が「例えば、少額の預金債権につき情報提供を受けた債権者が、その後債権差押命令の申立てをしないまま放置し、他方、債務者への情報提供通知も現実には債務者に到達しなかったというような場合には、情報取得手続の申立てによる完成猶予の効力を認めるにつき、疑義が生ずる余地がある」と述べているのも、情報提供通知の実施や到達が時効完成猶予効の発生要件であると解する趣旨ではなく、一般条項などによる例外的な処理の余地が残されていることを示唆するものにとどまると理解すべきであろう。
- (144) 令和元年の法改正にて、この点の議論が等閑視されていたおそれがあることにつき、Ⅲ4（2）を参照。
- (145) Ⅲ4（2）を参照。
- (146) 前掲注（90）及び（91）を参照。
- (147) 川島・前掲注（40）490頁は、強制執行が「許されたという事実をとおしてこれらの手続の基本となった権利——特に、債務名義にまで高められた請求権——の存在が公に確証される段階に達するということが、時効中断の理由となる」と論ずる。山本（敬）・前掲注（42）581頁も参照。
- (148) 石井・前掲注（62）79頁以下。また、平野（裕）・前掲注（47）77頁も、民事執行が時効障害になる場合には、確定された権利の行使自体が時効の更新事由となる旨述べる。
- (149) 酒井・前掲注（52）360頁。
- (150) 佐久間・前掲注（57）422頁以下。潮見佳男＝滝沢昌彦＝沖野眞巳『民法1 総則』（有斐閣・2024年）417頁〔潮見佳男〕も同旨か。

預貯金債権等に関する情報取得手続と消滅時効（2・完）

(151) 不服申立ての機会を与えないまま時効更新効が発生することによって、債務者に不測の不利益が生じる余地があることは否めない。しかし、Ⅲ 6(1) エで検討したように、債務者の不利益の程度は許容範囲内にあると思われる。また、債務者の不利益をどの程度考慮すべきかとの観点からは、権利の消滅という債権者の不利益との比較を要するほか、民事執行段階における債権者と債務者の利益衡量が求められていることにも留意する必要がある（石井・前掲注(62)80頁以下）。自己の権利の存在が既に公証されており（一般的の先取特権に基づく申立て（法207条2項）の場合も、申立人は、当該先取特権の存在に加えて、被担保債権の存在も高度の蓋然性をもって立証する必要がある（山本（和）ほか編・前掲注(83)493頁〔武藤重樹〕））、かつ預貯金債権等に関する情報取得手続を利用するという合理的な債権回収行動をしている債権者における債権の消滅という不利益と、債務者における債務の存続という不利益やそれに伴う二重払いの危険とを比較するならば、時効更新の効果発生を一律に否定するとの帰結は均衡を失するであろう。強制執行段階における債権者と債務者の利益状況につき、山本和彦「強制執行手続における債権者の保護と債務者の保護」同『倒産法制の現代的課題』（有斐閣・2014年）406頁〔初出2002年〕も参照。

加えて、更新効否定説の採用に際しては、同説が時効期間の短縮化とそれに伴う時効障害事由の明確化といった時効法改正の総論的な方針と相容れるのかという点の検討も求められる。時効制度の改正理由やその方針等は、これまでに引用した諸文献の他、松久三四彦「消滅時効の時効期間と起算点」鎌田ほか編・前掲注(46)238頁を参照。

* 本稿の執筆にあたっては、日本民事訴訟法学会関西支部における研究会にて報告の機会及び多くの貴重なご意見を賜った。ここに記して厚く御礼を申し上げたい。